

第 1 前文関係

所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）によりグループ通算制度が創設されたことに伴い、標題のことについて別紙のとおり定めたから、令和 4 年 4 月 1 日以降これにより取り扱われたい。

なお、本通達に定めがない場合には、次に掲げる法令解釈通達の定めによる。

- 1 昭和 44 年 5 月 1 日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」
- 2 昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2 - 2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」
- 3 平成 23 年 4 月 27 日付課法 2 - 5 ほか 2 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について（法令解釈通達）」

【解説】

- 1 グループ通算通達は、令和 2 年度の税制改正で創設されたグループ通算制度（施行：令和 4 年 4 月 1 日）に係る取扱いについて、単体納税制度適用法人向けの基本通達（注）によらないものをグループ通算制度固有の取扱いとして定めたものである。

（注）ここでは、法人税基本通達、措置法通達及び震災特例法通達（第 3 震災特例法（連結納税）関係を除く。）をいう。

グループ通算制度に係る法令解釈通達（法人税関係）については、グループ通算制度に対応した措置法関係及び震災特例法関係の法令改正が上記の施行まで順次見込まれていること等を踏まえ、以下のとおり対応していくことを予定している。

- (1) 上記の単体納税制度適用法人向けの基本通達とは別に新たに個別通達としてグループ通算通達を制定し、施行までのグループ通算制度に関する法令改正に対応した通達の新設等は、グループ通算通達の一部改正により行う。

- (2) グループ通算制度の施行後までの当面の間、上記の単体納税制度適用法人向けの基本通達は、グループ通算制度に関する法令改正に係る通達改正を行わない。

グループ通算制度の施行後の適宜のタイミングで、グループ通算制度に関する法令改正に伴う通達改正（引用法令の条項改正などの義務的な修正への対応も含む。）を行うことと合わせ、グループ通算通達を単体納税制度適用法人向けの基本通達に取り込む改正を行う。章立て等のこの具体的な取込方法は未定である。

- (3) 連結納税制度適用法人向けの基本通達（注）は、上記のグループ通算制度の施行まで廃止せず存置し、施行までの法令改正を反映した通達改正を行った後の適宜のタイミングで、所要の経過の取扱いを定めた上で、これらの通達全体を廃止する。

（注）ここでは、連結納税基本通達、連結措置法通達及び震災特例法通達（第 3 震災特例法（連結納税）関係に限る。）をいう。

- (4) 連結納税制度固有の取扱いを定めているその他の通達（耐用年数通達、消費税経理通達など）についても、上記(2)(3)のタイミングで、所要の経過の取扱いを定めた上で、該当通達の削除等の改正を行う。

2 上記1のとおり、グループ通算通達ではグループ通算制度固有の取扱いを定めることとしたことから、上記の連結納税制度適用法人向けの基本通達のように、連結納税制度を適用しない法人と同じ取扱いとなる通達を新たに定めることはせず、上記の単体納税制度適用法人向けの基本通達を包括的に準用することとしている。このことを、この前文のなお書き部分において明らかにしている。

3 なお、グループ通算通達は、グループ通算制度の創設に伴い現行の制度内容の見直しが行われ、同じ適用時期とされた以下の改正事項についても、その射程としている。

(1) 受取配当等の益金不算入制度【株式等の区分判定、関連法人株式等に係る配当等の額から控除する負債利子の額】(法 23)

(2) 寄附金の損金不算入制度【損金算入限度額の計算】(法 37)

(3) 貸倒引当金【対象となる金銭債権の範囲】(法 52)

(4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例【定額控除限度額の計算】(措法 65 の 6)

この(1)～(4)に係る通達で定めた取扱いについては、グループ通算制度を適用しない法人にも適用されるものであり、グループ通算通達4-1《単体法人にも共通して適用される取扱い》において、このことを明らかにしている。その詳細については、同通達の定め及び同通達中で引用している各通達の定め並びにこれらの各通達に係る【解説】を参照されたい。

《参考》

グループ通算通達は、大きく以下の3つの区分で構成されている。

① グループ通算制度に固有の新たな取扱いを定めたもの(47本)

② 連結納税基本通達又は連結措置法通達において定めている通達をグループ通算制度向けに改組の上移設したもの(15本)

③ 法人税基本通達又は措置法通達において定めている通達をグループ通算制度向けに改組したもの(22本)

これらを一覧として示すと次表のとおりであるので、参考とされたい。

○ グループ通算通達一覧 【①新規、②連基通・連措通からの移設、③基通・措通の並び】

通番	区分	通達番号	通達見出し	基通・措通番号	連基通・連措通番号
第1 定義関係					
1	①	1-1	用語の意義		
第2 法人税法関係					
第2条《定義》関係					
2	②	2-1	通算親法人及び通算子法人の意義	-	1-3-1
3	①	2-2	他の通算法人に修正があった場合の本税に係る通算税効果額の利益積立金額の計算		
第14条《事業年度の特例》関係					
4	②	2-3	通算子法人に更生手続開始決定があった場合の事業年度	-	1-4-5
5	①	2-4	完全支配関係法人がある場合の加入時期の特例の適用		
6	①	2-5	通算法人が他の通算グループに加入する場合の加入時期の特例の適用		
第23条《受取配当等の益金不算入》関係					
7	③	2-6	通算法人に係る償還差損の額の計算	3-2-10	3-2-12
第23条の2《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》関係					
8	③	2-7	外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義	3-3-1	3-3-1
9	③	2-8	租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定	3-3-3	3-3-3
第37条《寄附金の損金不算入》関係					
10	①	2-9	優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額		
第41条《法人税額から控除する外国税額の損金不算入》関係					
11	②	2-10	通算法人が外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い	16-3-1	19-3-1
第52条《貸倒引当金》関係					
12	①	2-11	売掛金、貸付金に準ずる債権	11-2-16	10-2-18
第57条《欠損金の繰越し》関係					
13	①	2-12	共同事業に係る要件の判定	12-1-3	11-1-4
14	①	2-13	最後に支配関係を有することとなった日の意義	12-1-5	11-1-5
15	①	2-14	完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義		
16	①	2-15	新たな事業の開始の意義		
17	①	2-16	新設法人であるかどうかの判定の時期		
第61条の2《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》関係					
18	①	2-17	通算子法人の通算離脱の時価評価と通算子法人株式の投資簿価修正の順序		
19	③	2-18	2以上の通算法人が通算子法人株式を有する場合の投資簿価修正の順序	1-6-4	1-8-4
第63条《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》関係					
20	③	2-19	通算制度の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定	12の3-3-3	13-3-3
第64条の5《損益通算》関係					
21	①	2-20	通算グループから中途離脱した通算法人についての損益通算の適用		
22	①	2-21	期限内申告書を提出しなかった法人に係る損益通算の取扱い		
第64条の6《損益通算の対象となる欠損金額の特例》関係					
23	①	2-22	特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用		
24	①	2-23	共同事業に係る要件の判定	12-1-3	11-1-4

通番	区分	通達番号	通達見出し	基通・措通番号	連基通・連措通番号
25	①	2-24	最後に支配関係を有することとなった日の意義に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用		
26	①	2-25	償却費として損金経理をした金額の意義		
第64条の7《欠損金の通算》関係					
27	①	2-26	特定欠損金額の損金算入の順序及び損金算入額の上限	—	11-1-1 後段
第64条の9《通算承認》関係					
28	②	2-27	通算グループの完全支配関係の判定における従業員持株会等に係る株式の保有割合の意義	—	1-2-5
29	①	2-28	通算承認の却下事由に該当するものの例示		
30	②	2-29	最初通算事業年度開始の時までの間に完全支配関係を有することとなった法人のみなし承認	—	1-3-2
31	②	2-30	設立事業年度等の承認申請特例の不適用	—	1-3-4
32	③	2-31	時価評価資産等の判定における資本金等の額	12の3-1-1	13-1-2
33	③	2-32	譲渡損益調整額等が1,000万円以上であるかどうかの判定単位等	12の3-3-1 12の3-3-1の2 12の3-3-2	13-3-1 13-3-1の2 13-3-2
34	③	2-33	通算法人が株式移転により他の通算グループに属することとなる場合の申請特例年度の直前事業年度における時価評価法人の判定	—	13-1-1
35	③	2-34	最初通算事業年度開始の日に完全支配関係を有することとなった法人の取扱い	—	1-2-6
第64条の10《通算制度の取りやめ等》関係					
36	②	2-35	通算制度の取りやめの承認事由	—	1-3-6
37	②	2-36	通算完全支配関係を有しなくなる事実	—	1-2-7
38	②	2-37	最初通算事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の通算制度の適用制限	—	1-3-3
39	②	2-38	通算承認の失効後5年経過前に通算子法人となる法人	—	1-3-5
40	②	2-39	通算制度の再申請	—	1-3-7
第64条の11《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》関係					
41	③	2-40	通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義	12の3-2-1	13-2-2
42	③	2-41	最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等	12の3-2-3	—
43	③	2-42	時価評価法人の時価評価すべき資産—通算制度の開始	12の3-2-5	—
44	③	2-43	時価評価資産から除かれる資産の範囲	12の3-2-9	13-2-6
45	③	2-44	一括償却資産に係る時価評価益の計算	12の3-2-7	13-2-4
46	③	2-45	時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額	12の3-2-8	13-2-5
47	①	2-46	株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益		
第64条の12《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》関係					
48	①	2-47	通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益に係る取扱いの準用		
49	①	2-48	支配関係がある場合の時価評価除外法人となる要件に係る従業者の範囲及び主要な事業の判定	1-4-4 1-4-5	—
50	①	2-49	共同事業に係る要件の判定	12-1-3	11-1-4
51	①	2-50	完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義		
52	③	2-51	通算制度への再加入時の時価評価の要否	12の3-2-4	—
53	③	2-52	時価評価法人の時価評価すべき資産—通算制度への加入	12の3-2-6	—
54	②	2-53	通算法人が他の通算グループに加入する場合の資産に係る時価評価	—	13-2-1

通番	区分	通達番号	通達見出し	基通・措通番号	連基通・連措通番号
55	①	2-54	株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益		
56	①	2-55	通算法人が他の通算グループに加入する場合の通算子法人株式の投資簿価修正と加入の時価評価の適用関係		
第64条の13《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》関係					
57	①	2-56	通算制度の開始に伴う時価評価損益等に係る取扱いの準用		
58	①	2-57	他の通算法人に株式等の譲渡等による損失が見込まれることの意義		
第64条の14《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》関係					
59	①	2-58	特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用		
60	①	2-59	共同事業に係る要件の判定	12-1-3	11-1-4
61	①	2-60	最後に支配関係を有することとなった日の意義等に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用		
第66条《各事業年度の所得に対する法人税の税率》関係					
62	①	2-61	大通算法人であるかどうかの判定の時期		
63	①	2-62	中小通算法人の年800万円以下の軽減対象所得金額の端数計算	16-4-1	19-4-1
第69条《外国税額の控除》関係					
64	③	2-63	通算法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦	16-3-12	19-3-12
65	③	2-64	通算法人のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦	16-3-19の3	19-3-19の3
66	③	2-65	高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における投資簿価修正が行われた通算子法人株式の帳簿価額の取扱い	16-3-24	19-3-24
67	②	2-66	欠損金額を有する通算法人等の調整前控除限度額	—	19-3-37
68	①	2-67	進行年度調整規定の適用に係る対象事業年度の意義等		
69	③	2-68	通算法人の過去適用事業年度に係る外国法人税額に増額等があった場合又は所得率等が異動した場合の取扱い	16-3-26 16-3-30	19-3-26 19-3-30
第75条《確定申告書の提出期限の延長》関係					
70	①	2-69	申請期限後に災害等が生じた場合等の申告書の提出期限の延長	17-1-1	20-1-1
71	①	2-70	申告書の提出期限の延長の再承認	17-1-2	20-1-2
72	①	2-71	通則法第11条による提出期限の延長との関係	17-1-3	20-1-3
第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》関係					
73	①	2-72	特別の事情がある通算法人又は他の通算法人	17-1-4	20-1-4
74	①	2-73	定款の定めにより2月間の提出期限の延長を受けることができる通算法人又は他の通算法人	17-1-4の2	20-1-4の2
75	①	2-74	4月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合	17-1-4の3	20-1-4の3
第152条《連帯納付の責任》関係					
76	②	2-75	通算離脱法人の連帯納付責任	—	1-1-2
77	③	2-76	連帯納付責任を有する通算法人が清算終了の登記をした場合の納税義務等	1-1-7	—
第3 租税特別措置法関係					
第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係					
78	①	3-1	通算親法人が合併以外の事由による解散をした場合の通算子法人の適用関係		
79	①	3-2	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	42の4(3)-1	68の9(3)-1

通番	区分	通達番号	通達見出し	基通・措通番号	連基通・連措通番号
80	①	3-3	試験研究費の額又は特別試験研究費の額を有しない通算法人に係る適用関係		
第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係					
81	①	3-4	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	42の11の3-2	68の15-2
第43条の3《被災代替資産等の特別償却》関係					
82	①	3-5	通算法人に係る中小企業者等であるかどうかの判定の時期	43の3-8	68の18-8
第65条の6《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係					
83	②	3-6	損金算入限度額の意義	—	68の77-1
第4 共通事項関係					
84	①	4-1	単体法人にも共通して適用される取扱い		